

共通特記仕様書

(令和8年4月版)

第1章 総則

- 1 本共通特記仕様書は、宮崎市が発注する工事（以下「工事」という。）の特記仕様書第2条に共通特記仕様書が明記されている工事に適用する。
- 2 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」の順とする。
- 3 宮崎市が発注する土木工事等は、設計図書及び特記仕様書のほか、次によるものとする。
 - ①土木工事共通仕様書 平成22年7月（令和7年4月改訂）
 - ②区画線設置工事共通仕様書 平成22年7月（令和8年3月改訂）
 - ③植栽工事共通仕様書 平成22年7月
 - ④土木工事施工管理基準 平成22年7月（令和7年4月改訂）
 - ⑤出来形管理基準及び規格値 平成22年7月（令和7年4月改訂）
 - ⑥品質管理基準 平成22年7月（令和7年4月改訂）
 - ⑦写真管理基準 平成22年7月（令和7年4月改訂）
 - ⑧港湾工事共通仕様書及び施工管理基準 平成22年7月（平成28年4月改訂）
 - ⑨土木工事施工管理の統一事項 平成22年7月（令和7年4月改訂）※土木工事共通仕様書等は、宮崎県庁ホームページ（トップ）>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設技術情報（土木工事共通仕様書等）に掲載している。
- 4 共通特記仕様書の各条項の適用について疑義が生じた場合は、監督員に確認を行うこととする。
- 5 本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書のうち工事目的物にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。ただし、以下を除く。
 - ①任意の仮設及び施工方法にかかるもの
 - ②目的物の施工に伴う作業土工（施工管理の対象とならない土工）
 - ③施工機械の機種・規格

第1-1条 担当技術者の配置について

- 1 担当技術者とは、主任（監理）技術者の下で工程管理、品質管理その他の技術上の監理や指導監督を補佐し、当該工事に専任する技術者をいう。
- 2 担当技術者は、配置される日の前日時点において、受注者と直接的な雇用関係を有する者であり、施工計画書の現場組織表及び施工体制台帳に記載すること。
- 3 1工事で登録できる技術者は2名を上限とする。なお、共同企業体（JV）工事においては、構成員毎に2名まで登録できる。

第1-2条 工事書類の簡素化について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化の対象工事である。
- 2 「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。

3 工事書類簡素化ガイドラインに定めのない事項は、監督員と協議するものとする。

※ 「工事書類簡素化ガイドライン」は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第1-3条 占用物の取扱い

1 工事着手にあたっては、既設占用物及び予定占用物の調査を行うこと。なお、該当物がある場合は、2、3及び4によるものとするが、該当物がない場合もその旨を報告すること。

2 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じる場合は、速やかに報告すること。

3 現況において占用物ではないが、工事完了時点で占用物となる可能性のあるものについては、速やかにこれを報告すること。

4 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じない場合で、占用物の内容、位置等が設計図に記載されていない場合は、設計図に記載し、報告すること。なお、記載する具体的な内容については発注者と協議のうえ決定する。

第1-4条 現場点検強化の実施

本工事は、現場点検強化の対象工事となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。また、技術検査室による現場等への立ち入り調査に関しては、工事施工中1回の点検項目について立ち入り調査を実施するが、その場合は、誠実に対応すること。

第1-5条 記録媒体による電子データの提出

受注者は、提出書類を記録媒体（CD-R又はDVD-R）により電子データで提出する場合には、事前にウイルスチェックを行うこと。

ウイルスチェックソフトは、最新のウイルスも検出できるように常に最新のデータに更新したものを利用すること。

なお、USBメモリでの提出は不可とする。

第1-6条 設計変更ガイドライン等の適用

設計変更等については、宮崎市工事請負契約約款第18条から第24条及び宮崎県土木工事共通仕様書1-1-16から1-1-17に記載してあるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン（令和2年4月 宮崎市）」及び「工事一時中止に係るガイドライン（令和2年4月 宮崎市）」によることとする。

第1-7条 工事のデジタル写真の小黑板情報電子化について

工事のデジタル写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後に、監督員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得た上でデジタル写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、写真管理基準「撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器が分かる資料も併せて提出するものとする。なお、使用機器の事例として、URL 「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

第1－8条 提出書類の様式について

提出書類の様式は、宮崎県庁ホームページ（トップ）>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設技術情報（土木工事共通仕様書等）>（4）提出書類の様式集に掲載している。

第1－9条 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

本工事における、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、監督員に提出しなければならない。

これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

また、法令等に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成、提出するものとする。

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員等から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第1-10条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1～5に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- 1 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- 4 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5 その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第1-11条 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

第1-12条 ウィークリースタンスについて

当該工事は、ウィークリースタンスの対象工事とする。

第1-13条 工事完成図書の電子納品等について

本工事は、工事完成図書の電子納品等の試行対象工事とする。

試行要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第1-14条 情報共有システムの活用

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領【土木】」に基づき行う。

試行要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第1-15条 遠隔臨場について

本工事は、遠隔臨場対象工事とする。

実施にあたっては、「宮崎市遠隔臨場試行要領【土木】」に基づき行う。
実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第1-16条 営繕施設関係について

本工事は、建設現場における快適トイレ設置の対象工事とする。
実施にあたっては、「建設現場における快適トイレ設置要領」に基づき行う。
設置要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第1-17条 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

第1-18条 安全管理について

安全管理には、労働災害の防止に努めるため労働安全衛生法及び労働安全衛生規を遵守し、特に下記事項は充分注意を払い事故を発生させてはならない。

- 1 作業主任者の選任を必要とするもの
(抜粋) ○地山掘削作業（高さ2m以上）片切も同様とする。
○土止め支保工作业
○型枠支保工の組立作業
○酸素欠乏危険作業
- 2 就業制限（資格者）を必要とするもの
(抜粋) ○車両系建設機械の運転
○クレーンの運転
○玉掛け作業
○ガス溶接
- 3 地下埋設物及び架線等の関係機関と事前に十分な打合せを行い掘削時は立会の上、作業を進めること。なお、協議内容については書面にて監督員へ報告すること。
- 4 施工条件等により、やむを得ず迂回路を設ける場合は、周辺地権者等への周知徹底を図るとともに迂回路の点検・補修等、安全管理に努めること。
- 5 受注者は、建設機械・資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを管理・確認しなければならない。また、監督員の指示があった場合には、その写しを提出しなければならない。
- 6 ダンプトラック等による過積載等の防止について
(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
(2) さし枠の装着、または物品積載措置の不正改造をしたダンプトラック等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

- (3) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下、法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進すること。
- (4) 下請契約の相手方、または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (5) 上記について、下請契約における受注者を指導すること。
- 7 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した場合に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第1-19条 安全・訓練等について

- 1 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。
- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本工事内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本工事における災害対策訓練
 - ⑤本工事現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた月毎の安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
- 3 安全・訓練等の実施状況を記録し、保管しておくものとする。

[参 考]

- ①安全活動のビデオ等による視覚教育
- ②工事内容の周知
 - ・仮設材(足場、支保工、矢板、H型鋼、山留材、覆工板等)の設計上における留意点の周知
 - ・橋梁架設工法の設計上における留意点の周知
 - ・その他、設計上における留意点の周知を必要とするもの
- ③法律等の周知
 - ・労働安全衛生法
 - ・土木工事安全施工技術指針
 - ・道路工事現場における標識施設等の設置基準
 - ・維持修繕工事保安施設設置基準
 - ・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
 - ・建設工事公衆災害防止対策要綱等
- ④安全衛生活動に関する手法の修得

- ・KY活動（危険予知活動）の必要性とその手法
 - ・ツールボックスミーティング（作業前ミーティング）の必要性とその手法
 - ・安全指導のための講習
 - ・その他の安全衛生活動に関する講習
- ⑤前月の反省と評価
- ・作業における不安全行動の指摘
 - ・作業に対する注意事項。危険作業がある場合は、避難方法の周知
 - ・上記に対して、労働者からの意見発表
- ⑥当月の作業内容と目標の徹底
- ⑦上記に係わる実践的指導
- ⑧その他、安全衛生教育として必要な事項

第1-20条 建設工事に伴って生じる廃棄物の処理について

- 1 工事の施工時に発生する建設副産物の適正な処理及び建設工事における再生資源の利用を促進するため、「建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針」第3の規定（宮崎県土木部長通知、平成12年4月3日）に基づき、受注者は履行しなければならない。また、一般事項は、「土木工事の技術基準」によらなければならない。
- 2 受注者の責務
 - (1) 受注者（排出事業者）は、本工事に伴って生じる全ての建設廃材等を自らの責任において適正に処理しなければならない。
 - (2) 受注者は、発注者、下請業者、処理業者との協力体制を整備し、その円滑な運営を図らなければならない。
 - (3) 受注者は廃棄物処理業者（運搬業・処理業）と委託契約を結ばなければならない。
もし、委託契約を結ばなかった場合において、廃棄物処理業者が適切な廃棄物の処分をしなかったときは、委託基準違反として、元請業者にも責任が及ぶ。
(注意) 受注者が直接、再製資源化施設あるいは、最終処分場へ運搬する場合は、その受注者は産廃業者としての許可を受けていなくても、運搬ができる。他の業者に委託をする場合には、産廃の運搬業者として許可を受けた者にしか委託できない。
工事を下請けに出している場合は、下請業者が産廃の運搬業者として許可を受けていなければ、その下請業者は直接運搬することはできない。
- 3 処理方法

本工事から発生する建設廃材等は、最短距離の再資源化施設へ搬出するものとする。
- 4 処理計画
 - (1) 工事実施に先立ち、建設廃材等の処理方法等について記載した処理計画書を監督員に提出し、承認を得なければならない。
 - (2) 建設廃材等の処理計画の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに、下請業者にも周知徹底するよう指導しなければならない。
- 5 処理の委託

建設廃材等の処理を委託する場合は、その産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことができ

る者に委託し、収集・運搬業者及び処分業者と個別に委託契約を締結しなければならない。

6 委託の実施

- (1) 建設廃材等の委託の実施に当たっては、処理計画に基づいた適正な処理が行われるよう、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は運搬車両ごとにマニフェスト（積荷目録）を発行し、産業廃棄物の種類、性状、処分方法、処分先及び取扱上の注意すべき事項等を収集・運搬業者及び処分業者に対し明確に指示し、監督しなければならない。
- (3) 処分業者の処分についてはマニフェストにより確認するとともに、現地調査等において確認しなければならない。

7 処理結果の報告

- (1) 建設廃材等の処理が終了したときは、処理数量及び処理状況の確認ができる資料（マニフェスト伝票のA・B2・D・E票の写し及び積込・運搬・搬入・処分状況の判る写真等）を監督員に提示しなければならない。また、提出を求められた場合には、提出しなければならない。ただし、集計一覧表は作成し提出する。なお、写真は運搬車の車両番号が確認できるものでなければならない。

8 舗装版切断工に伴う泥水の適正処理について

- (1) 舗装版切断工に伴い発生する泥水については、産業廃棄物として回収すること。
- (2) 回収した泥水の産業廃棄物処理については、固化処理等の中間処理後に再利用できない場合は、産業廃棄物管理型最終処分場において適正に処分を行うこと。
- (3) 上記処分においては、当該工事が完成するまでの間に泥水の最終処分が完了し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に産業廃棄物処理が完了したことを工事発注者が確認できるようにすること。
- (4) 現場条件や施工条件等により、路面等に泥水の流出する恐れがある場合においては、排水溝等に流入しないよう、適切な措置を講じること。
- (5) 下請契約による受注者がある場合においても、上記（1）から（4）について、受注者の責任において遵守させなければならない。

9 その他

「土木工事の技術基準（宮崎県）」及びこの特記仕様書並びに設計図書に記載のない事項については、「建設廃棄物処理指針」（旧「建設廃棄物処理ガイドライン」）によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。

第1-21条 環境配慮について

- 1 工事施工に際しては、宮崎市策定の「公共工事における環境配慮指針（第四版）」（（平成30年3月）令和7年3月一部改正）に遵守して施工すること。
- 2 受注者は、環境配慮計画に基づき施工を行うとともに、環境配慮計画の内容について現場担当者の教育、及び下請業者・資材納入業者等への周知徹底を行わなければならない。

※公共工事における環境配慮指針は、宮崎市役所ホームページ（トップページ>暮らし・手続き>ごみ・環境>環境保全>公共工事における環境配慮指針）に掲載している。

第1-22条 工事施工にあたっての注意事項

工事の施工にあたっては、下記の事項に留意し施工すること。

1 工事施工について

- (1) 施工に際しては、事前に施工計画書及び材料確認願を提出し、監督員の確認を得ること。
- (2) 工事着手前に自治会長及び沿線住民等に工事の周知徹底を図り、トラブル等を生じないように努めること。
- (3) 工事計画書及び工事内容に疑義を生じた場合は必ず、監督員と打合せを行うこと。
- (4) 工事期間中に周辺住民の方々からの苦情、または意見等があったときは、ただちに監督員に報告し速やかに対応すること。
- (5) 用地幅及び中心杭等については、必ず事前にチェックを行うこと。幅杭を設置した場合は、再確認を行うこと。
- (6) 工事中の騒音、振動、粉塵、汚濁水の発生防止に努めること。
- (7) 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡（事故速報）するものとする。通報内容は下記のとおりである。

- ①事故発生日時
- ②事故発生場所
- ③被害者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- ④事故の概況
- ⑤関係機関との対応内容報告

- (8) 受注者は、毎週監督員が定めた曜日に工事週報を提出し、工事の進捗及び次週の計画等を監督員と打ち合わせることを要する。

2 現場管理について

- (1) 工事用車両が道路を損傷しないよう注意すること。なお、損傷が生じた場合は、通行車両等の安全を確保するための必要最低限の措置を講じ、監督員に遅滞なく報告を行うこと。
- (2) 河川区域、道路区域の使用については、それぞれの管理者及び警察等の許可を得ること。
- (3) 現場代理人は必ず休日等の緊急時には連絡が取れるよう所在を明確にしておくこと。
- (4) 構造物設置後（舗装等の前に）、境界内に構造物が設置されているかを確認するために、受注者の負担において確認測量を実施し、確認を受けてから検査（完成または中間）を受けること。

3 現場の安全管理について

- (1) 1日の作業終了後は、碎石等の飛散防止のために仮復旧を行うとともに工事に必要な機器・余剰資材・残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態とし、通行車両等の安全確保に努めること。
- (2) 工事の施工にあたっては、交通の安全につき、監督員、道路管理者及び所轄警察署と協議するとともに、「警備業法」及び「警備員等の検定等に関する規則」等の関係法令基準に基づき、安全対策を行うこと。交通制限については、警察の許可を取り、片側通行等の交通制限区間には必ず交通誘導員を配置し、交通の安全の確保を図ること。
- (3) 工事区間内において、信号機設置による交通の安全の確保を図る場合は、信号のサイクル

タイム等に十分留意すること。

(4) 工事期間中は、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、工事の安全に留意し、現場管理を行うこと。

(5) 局地的な大雨の対策として、管渠内及び水路、河川工事等の施工にあたっては以下の事項に留意し施工すること。

①現場特性の事前把握

②中止基準・再開基準の設定

(現場特性に応じ、気象情報、大雨の予兆を活用した中止の判断設定を行う。)

③迅速に退避するための対応

(退避手順、安全器具等の配置、情報収集と伝達方法、資機材の取扱いの確認を行う。)

④日々の安全管理の徹底

第1-23条 工事標示板について

1 次の(1)から(7)に示す事項を標示する工事標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。ただし、これによりがたい場合には、監督員と協議するものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

現場で実際に施工を行う工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。ただし、道路工事等、現状交通に支障を与える工事の場合には、実際に支障を与える工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示する。

(3) 工事種別

別表1を参考にして、工事の種別により標示する。

(4) 発注者

発注者及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工者

受注者及びその連絡先を標示するものとする。

(6) 問合せ先

工事に関する情報の問合せ先を標示するものとする。

2 標示板の大きさや文字の配置等については、別表2によるものとする。

3 設置においてはガードレール、道路標識、カーブミラー、街路樹等に設置せず、自立させることとし、設置位置においては監督員と十分協議すること。

第1-24条 「登録のためのお願い」(旧工事カルテ)の作成及び登録について

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズ登録内容確認システムから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、登録機関(JACIC)に登録申請する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録後に監督員にメール送信される。

なお、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、打合せ簿(提出)の作成は不要である。

監督員がシステム上で登録内容の確認を行うと、システムから受注者あてにメールが届く。
 担当技術者に変更があった場合は、次回の変更登録に併せて行えば良い。

(1) 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において請負金額が500万円以上の工事

(2) 登録時期

受注時：契約後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内

変更時：変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き10日以内（変更日を含めない）

完成時：工事完了後、土・日曜日、祝日等を除き10日以内（完成日を含めない）

※工事完成時の登録は完成検査後に登録しても良い（検査時に登録が完了している必要はない）

訂正時：適宜

※「10日」には、土曜日、日曜日、祝日等の「宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する祝日」は含まない。

第1-25条 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更について

1 本工事の建設資材について、災害により、建設資材調達に道路を迂回せざるを得ない場合、又は、建設資材の供給不足が生じ地区外から建設資材を調達せざるを得ない場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前に、事前に監督員と協議する。

また、受注者は設計変更を請求する場合は、購入費（現場着単価）及び輸送費について、建設資材変更数量調書（任意様式）及び取引価格が証明できる資料を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更できるものとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置を行う場合がある。

本運用の対象となる建設資材は、下表のとおりとする。

対象建設資材	設計変更の対象
生コンクリート	購入費（現場着単価）
アスファルト合材	
モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシュラン、再生クラッシュラン、粒度調整碎石、舗装用碎石、シラス、捨石、中詰用砂	
積ブロック	輸送費
仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）	

※地区とは、土木工事設計材料単価表及び土地改良工事設計単価表に示す36地区をいう。

2 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更の運用については、宮崎県ホームページ（トップ）>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>地区外等からの建設資材調達に係る設計変更の運用について）から入手できる。

第2章 入札条件

第2-1条 共同企業体の施工体制について

1 本工事を請け負う共同企業体は、各構成員の役割分担を明確にするため、共同企業体編成表及び現場職員編成表を作成し、施工計画書の現場組織表の次に添付すること。

共同企業体編成表とは、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等が記載されたものとする。

現場職員編成表とは、次のことが記載されたものをいうものとする。

- (1) 各構成員の業務分担
- (2) 各構成員の監理技術者又は主任技術者の業務分担
- (3) 各構成員が監理技術者等以外に作業主任を置く場合の工事内容及び氏名

工事内容は、積算体系のレベル3までとし、各構成員において、施工を区分しない場合は、監理技術者等以外に作業主任者を置く工種について、作業主任者が行う工事内容と氏名を記載するものとする。

2 現場職員の配置にあたっては次の事項に配慮すること。

- (1) 工事の規模、内容及び出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- (2) 配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢及び資格等を勘案して決定すること。
- (3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- (4) 各構成員の有する技術が最大限発揮されるように配慮すること。

第3章 配置技術者

第3-1条 特例監理技術者の配置について

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

第3-2条 特例監理技術者の配置について

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（7）の要件を全て満たさなければならない。

- （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- （5）特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立会など、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明して理解を得ることが望ましい。
- （6）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （7）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第4章 施策

第4-1条 熱中症対策について

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。

試行に当たっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。

「熱中症対策に資する現場管理費の補正について」は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-2条 公共工事三者検討会

当該工事は、公共工事三者検討会の対象工事とするため、工事着手前に土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1-1-3の第2項に定めるとおり、設計図書の照査を実施し、発注者に照査後質問書を提出するとともに三者検討会の開催を要請すること。

第4-3条の1 休日の確保について（週休2日工事）【一般土木・上下水道整備事業編】

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

実施に当たっては、『『週休2日工事』試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】』に基づき行う。受注者は、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-3条の2 休日の確保について（週休2日工事）【農業農村整備事業編】

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

実施に当たっては、『『週休2日工事』試行実施要領【農業農村整備事業編】』に基づき行う。

受注者は、工事着手前に週単位又は月単位の週休2日の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-3条の3 休日の確保について（週休2日工事）【森林整備保全事業編】

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

実施に当たっては、『『週休2日工事』試行実施要領【森林整備保全事業編】』に基づき行う。

受注者は、工事着手前に週休2日の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-4条の1 休日の確保について（週休2日交替制モデル工事）【一般土木・上下水道整備事業編】

本工事は、週休2日交替制モデル工事の対象工事である。

実施に当たっては、『『週休2日交替制モデル工事』試行実施要領【一般土木・上下水道整備事業編】』に基づき行う。受注者は、工事着手前に週休2日交替制の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-4条の2 休日の確保について（週休2日交替制モデル工事）【農業農村整備事業編】

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。

実施にあたっては、『『週休2日交替制モデル工事』試行実施要領【農業農村整備事業編】』に基づき行う。受注者は、工事着手前に週休2日交替制の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-4条の3 休日の確保について（週休2日交替制モデル工事）【森林整備保全事業編】

本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。

実施にあたっては、『『週休2日交替制モデル工事』試行実施要領【森林整備保全事業編】』に基づき行う。受注者は、工事着手前に週休2日交替制の取組について発注者と協議すること。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-5条 中間検査の対象について

- 1 本工事は中間検査の対象工事である。
- 2 中間技術検査は、工事全体の概ね50%完了までを対象範囲として予定しているが、具体的な工種や範囲については施工計画書の提出後、監督員との協議のうえ設定するものとする。
- 3 中間確認検査は、工事完成時に出来形・品質・出来ばえ等の確認が困難となる場合に完成検査を補完するため行う検査であるが、具体的な工種や範囲については、施工計画書の提出後、監督員との協議のうえ設定するものとする。

第4-6条 ICT活用工事について（発注者指定型）

本工事は、ICT活用工事（発注者指定型）の対象工事である。

なお、実施にあたっては、「宮崎市ICT活用工事試行実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-7条 ICT活用工事について（受注者希望型）

本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

なお、実施にあたっては、「宮崎市ICT活用工事試行実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-8条 ICT活用工事について（農業農村整備事業ICT活用工事）

本工事は、農業農村整備事業ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

なお、実施にあたっては、「宮崎市農業農村整備事業ICT活用工事試行実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎市役所ホームページから入手できる。

第4-9条 ICT活用工事について（森林整備保全事業ICT活用工事）

本工事は、森林整備保全事業ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

なお、実施にあたっては、「宮崎市森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎市役所ホームページから入手できる。

第4-10条 現場環境改善費について

- 1 周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- 2 実施する内容については、[表-1]の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容とする。
- 3 施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な内容、実施時期について、実施の可否を含め受発注者間協議を行うものとする。
- 4 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を4つの内容ごとに提出するものとする。

[表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- 5 熱中症（防寒）対策に関する現場環境改善費の取扱いについては、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第4-11条 CCUS活用工事

本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事（受注者希望型）の対象工事である。

なお、実施にあたっては、「宮崎市建設キャリアアップシステム活用工事試行実施要領【土木】」に基づき行う。

実施要領は、宮崎市役所ホームページに掲載している。

第5章 施工

第5-1条 工事材料の使用について

本工事の設計図書にて品質規格を明示している工事目的物に係る材料については、設計図書にて製品名を指定材料として明示しているものを除いて、すべて同等品以上のものを使用できるものとする。

なお、図面内に製品の形状・寸法等の詳細図が示されており、製品メーカーを特定できる場合においても、あくまで参考図扱いとし、製品メーカーを指定するものではない。

第5-2条 工事材料使用願の提出について

本工事における工事目的物にかかる工事材料（任意仮設を除く。）については、「工事材料使用願」と品質規格証明書を工事の着手までに監督員に提出しなければならない。

第5-3条 舗装の品質管理について

車道の舗装については、舗装計画交通量（台／日・方向）に基づく品質管理を行うこと。

第5-4条 土石流の発生する恐れのある工事現場の安全対策について

- 1 本工事は、労働安全衛生規則（平成10年労働省令第1号）に定める土石流の発生するおそれのある現場であるため、工事の施工にあたり、同規則に基づき十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を実施すること。
- 2 施工に先立ち作成される施工計画書に安全対策を明記し、監督員に提出すること。この際、当初積算で計上した項目と異なる対策で、必要と認められるものについては、設計変更の対象とする。
- 3 安全対策に資する以下の資料を提供する。

<提供資料>

- (1) 地形図（2万5千分の1）、航空写真、流域面積、河床勾配
- (2) 最新及び過去の土砂災害発生年月日、災害状況写真、災害時降雨量、最新の崩壊分布図
- (3) (一財)河川情報センターからの降雨量に関する情報

第5-5条 急傾斜地崩壊防止工事の安全管理について

- 1 設計図書に特に定めのない事項については、「急傾斜地崩壊防止技術指針」（全国治水砂防協会）の基準によるものとする。
- 2 斜面の切土工事においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するため10～20m程度の短区間に区切り施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにすること。
ただし、これによりがたい場合は、監督員と十分に協議し承諾を得ること。
- 3 斜面下部には、土砂等の崩落に備えて仮設防護柵を設置した後、工事に着手すること。また、工事が完了するまでにこれを設置すること。ただし、現地状況により、これによりがたい場合は、監督員と十分に協議し、同等の機能を有する安全対策を実施すること。
- 4 施工に先立って、斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切土

施工斜面上方の仮排水路の設置、湧水箇所の処置について十分に検討し、安全に施工区域外に排水するように排水計画を作成し、監督員の承諾を得ること。

また、切土施工中や降雨が予想される場合には、ビニールシート等による被覆や、切土斜面への流入、湛水が生じないように仮排水路を設置するなどの手段を速やかに講じること。降雨後には斜面の調査を行い、湧水の状況や、亀裂等の変状を点検し、安全を確認した後、工事を行うこと。

- 5 施工中の斜面監視体制として、必要に応じて、斜面の見張り員の配置や簡易な雨量計、伸縮計、観測機器の設置を検討すること。
- 6 施工にあたって、監督員と協議のうえ、あらかじめ市町村及び関係住民等に対し、施工の内容、工程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合、又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得ること。

第5-6条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、特記仕様書別表に示す下記の内容について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数：

〇〇工	〇〇〇工法	：	配合設計段階〇〇検体、 <u>施工後段階〇〇検体</u>
××工	×××工法	：	配合設計段階××検体、 <u>施工後段階××検体</u>
			合計△△検体

第5-7条 産業廃棄物の処理に係る税について

本工事により発生する建設廃棄物のうち、宮崎県内の焼却施設及び最終処分場に搬入する建設廃棄物は、産業廃棄物税（県税）が課税されるので適正に処理すること。

第5-8条 再生骨材の使用について

1 再生骨材も使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生骨材を使用するものとする。

2 再生骨材の供給がある場合

受注者は、工事に使用する再生骨材の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、監督員に提出するものとする。

3 再生骨材の供給がない場合

受注者は、工事現場から40kmの範囲内にある全ての再資源化施設注)に、宮崎県建設技術センターの規格試験に合格した再生資材がないことを証明する書類を、監督員に提出するものとする。

注) 規格試験に合格した再生資材を生産している再資源化施設

第5-9条 再生加熱アスファルト混合物の使用について

1 再生加熱アスファルト混合物の使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生加熱アスファルト混合物を使用するものとする。

2 再生加熱アスファルト混合物の供給がない場合

受注者は、工事現場から40km及び1.5時間以内の範囲内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設に、宮崎県建設技術センターの承認を得た再生加熱アスファルト混合物がないことを証明する書類を、監督員に提出するものとする。

第5-10条 岩盤上の舗装について

1 岩盤上の舗装については、厚さ10cmのコンクリート（設計基準強度18N/mm²）で不陸整正した後に、加熱アスファルト混合物を舗装すること。ただし、コンクリートの出来形管理については、下層路盤工に準拠して行うものとし、その厚さについては、コア採取もしくは掘り起こしにより測定するものとする。

2 岩盤上に湧水がある場合や、岩盤に亀裂がある場合、又は、泥岩など掘削後軟弱化しやすい岩質の場合などは、監督員と協議すること。

3 岩盤の極端な凹凸はコンクリートのひび割れの原因になることがあるので、岩盤はできるだけ平滑に仕上げること。

第5-11条 橋梁耐震補強工事におけるアンカー工について

1 橋梁耐震補強工事において既設コンクリート構造物に設置するアンカー工に適用する。

2 工事施工前に現地調査を行い、補強実施対象の橋梁上部工及び下部工について、形状、寸法、既設鉄筋の位置、添架物等を事前に確認し、調査結果を監督員に提出すること。

3 既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議するものとする。

4 アンカー工の削孔については、現地調査結果を監督員に提出し、監督員の承諾を得た後に着手すること。

5 アンカー工の削孔にあたっては、既設鉄筋に損傷を与えないように施工すること。仮に、削孔中に鉄筋に当たった場合は、直ちに削孔を止め、監督員と協議すること。

6 削孔長、アンカー長、アンカー定着長などの出来形管理並びに写真管理については、全数を対象に、「アンカー施工管理基準及び規格値」に基づき行うこと。

7 受注者は、既設コンクリートの削孔完了後に、監督員による削孔長の立会確認を受けてから、アンカー挿入工、ブラケット製作工及び鉄筋加工組立工等に着手すること。

アンカー工の施工管理基準及び規格値（橋梁耐震補強工事）

出来形管理基準

測定項目	規格値	測定基準	摘要
削孔深さ	設計深さ以上	全数	
アンカー長	設計長以上	全数	
アンカー定着長	±20mm	全数	

アンカー定着長は、原則として超音波探傷器による測定値による。

写真管理基準

撮影項目	測定基準	摘要
アンカー長（材料）	全数	
削孔深さ	全数	

第5-12条 微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定について

- 1 本工事は、コンクリート構造物の品質確保を図ることを目的として実施する微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事である。
- 2 測定は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」に従い行うものである。
- 3 試験方法については、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」の「6. 測定方法」に基づき選定し、監督員と協議の上、決定するものとする。
- 4 本試験に関する資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。
- 5 これに定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

第5-13条 非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定について

- 1 本工事は、コンクリート構造物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的として実施する非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事である。
- 2 非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に従い行うものとする。
- 3 本試験に関する資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。
- 4 本試験は品質管理として行うものであり、出来形管理（平均間隔及びかぶりの管理）を省略することはできない。
- 5 これに定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

第5-14条 一般的な鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値等について

- 1 一般的な鉄筋コンクリート構造物（コンクリート舗装工、現場打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工は除く）のスランプの参考値は12cmとする。
- 2 目標スランプが12cmの場合は、単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する。
スランプ12cmのコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。
・流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
（平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会）
- 3 水セメント比は55%以下とする。

第5-15条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- 1 本工場の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域※1が含まれる工事である。
- 2 受注者は、本工場の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業、又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について、施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域※1における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- 3 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合は、**【住民事前避難対象地域※2を含む場合】**

宮崎市工事請負契約約款第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工場の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する作業が解除されるまでの（1週間）は一時中止するものとする。

【住民事前避難対象地域を含まない場合】

本工場の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約約款第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。

その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督員等に連絡し、その後の対応について監督員等の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

- 4 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工場の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受け作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を監督員等に連絡し、その後の対応について監督員等の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 5 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員等に報告するものとする。
- 6 なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員等と協議できるものとする。

※1 宮崎県全域は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、さらに沿岸部の市町村（宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町）は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

※2 住民事前避難対象地域は、宮崎県ホームページ（トップ>防災・安全・安心>防災の知識・

情報＞防災の備え・啓発＞南海トラフ地震臨時情報について）で確認できる。
 （常に最新の状況を確認すること。）

工事種別等一覧表

別表1

工事種別	工事内容、事業名等	標示する工事種別 (○○工事)	参考：工事内容の記載例 (○○○を行っています)
道路・街路工事	新設の舗装工事	舗装工事	道路の舗装工事を行っています
	舗装補修工事、舗装打換工事	舗装修繕工事	傷んだ舗装をなおしています 騒音・振動対策のため舗装を行っています
	道路新設工事	道路新設工事	新しい道路をつくっています
	道路改良工事	道路改良工事	道路の拡幅を行っています 交差点の改良工事を行っています 右（左）新レーンの設置を行っています
	道路防災対策工事	道路防災工事	道路の法面の補強を行っています 落石を防ぐ工事を行っています
	歩道工事、標識工事、照明灯工事、 防護柵工事、区画線工事	交通安全施設工事	歩道の（拡幅・整備）を行っています 道路の（標識・照明灯）を設置しています 道路の（ガードレール・区画線）を設置しています
	電線共同溝工事	電線共同溝工事	電線などの地中化を行っています
	道路植栽工事（改良工事関連植栽）	道路植栽工事	道路の植栽を行っています
	側溝、防護柵、区画線等補修工事 草刈・剪定、側溝・路面清掃工事	道路維持工事	道路の（側溝・ガードレール・区画線）をなおしています （草刈・剪定、側溝・路面の清掃）を行っています
	沿道修景植栽工事	沿道修景工事	道路の植栽をきれいにしています
橋梁工事	橋梁の新設工事	橋梁新設工事	新しい橋をつくっています
	橋梁の架替え工事	橋梁架替え工事	橋の架替えを行っています
	橋梁の耐震工事	橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
	橋梁の補修・塗装工事	橋梁補修工事	橋の（補修・塗装）を行っています
河川工事	河川改修工事	河川改修工事	川の改修を行っています 川幅を広げています 川底を掘り下げています 川の堤防を高くしています
	護岸の設置工事	護岸設置工事	川に護岸を設置しています
	橋梁の架替え工事	橋梁架替え工事	橋の架替えを行っています
	河川築堤工事	河川築堤工事	河川の堤防を整備しています
	河川施設の設置工事	河川施設工事	○○（排水機場、水門、樋管）を整備しています
	河川の浚渫工事、河川施設補修工事 草刈・清掃工事	河川維持工事	河川にたまった土砂を取り除いています ○○をなおしています 河川の（草刈・清掃）を行っています

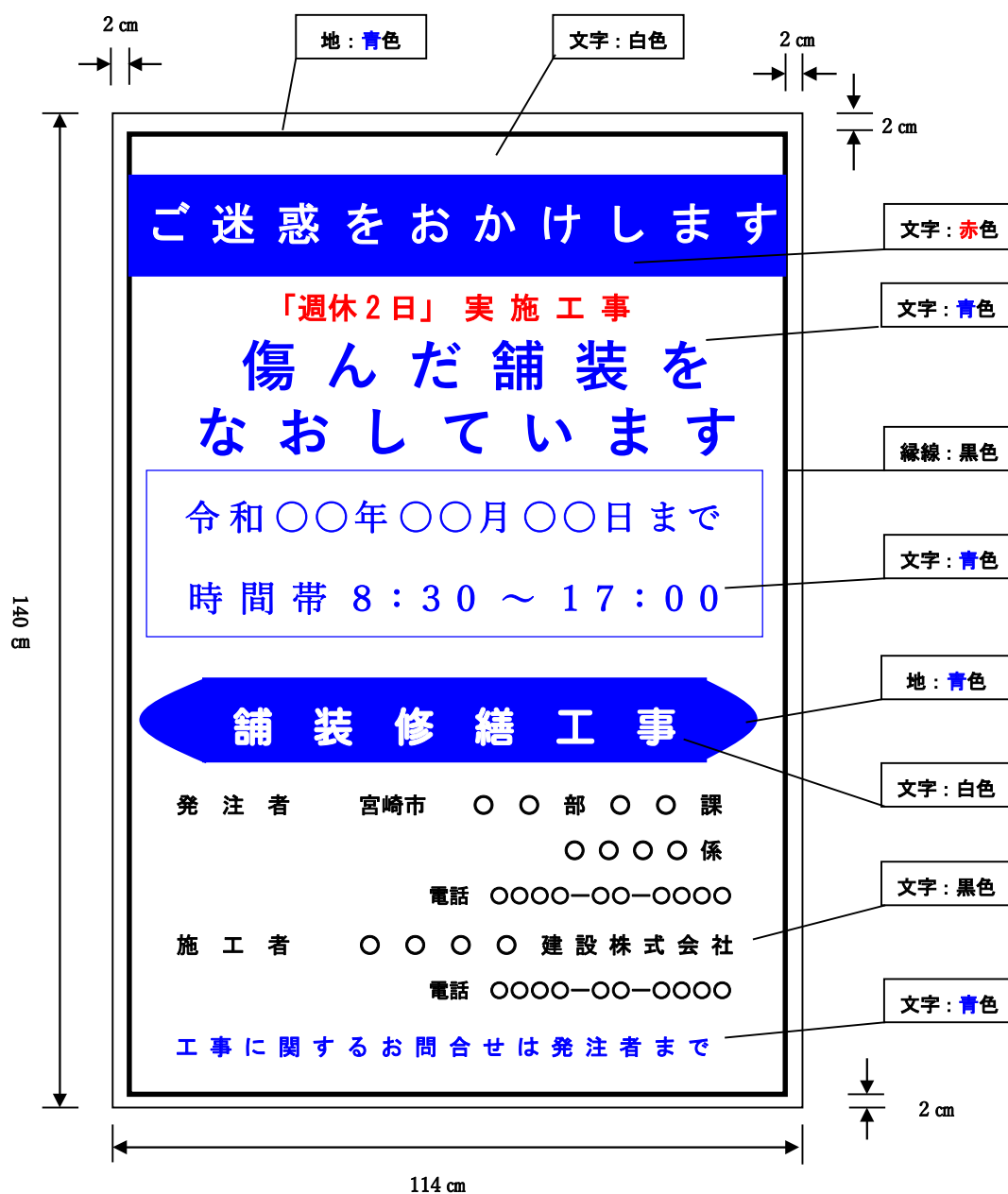
急傾斜地工事	急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地対策工事	がけ崩れの被害を防ぐ工事を行っています
公園工事	公園の新設工事	公園新設工事	新しい公園をつくっています
公園工事	公園施設の設置工事 公園施設の補修工事	公園施設設置工事 公園施設補修工事	〇〇（園路、東屋、遊具、〇〇場）を整備しています 〇〇（園路、東屋、遊具、〇〇場）をなおしています
公園工事	公園植栽工事 公園の草刈・剪定・清掃工事	公園植栽工事 公園維持工事	公園の植栽を行っています 公園の（草刈・剪定・清掃）を行っています
区画整理関連 工事	土地造成工事 道路・橋梁・公園等新設工事	土地造成工事 〇〇新設工事	区画整理に伴い土地の造成を行っています 区画整理に伴い〇〇をつくっています
上下水道工事	水道管布設・布設替工事 配水施設整備・改修工事 水道管修繕・補修工事 浄水施設整備・改修工事 下水道管渠布設工事 下水道雨水管布設・布設替工事 下水道管修繕・補修工事 マンホールポンプ設置工事 下水中継ポンプ場設置工事 下水処理施設整備・改修工事	水道管布設工事 配水施設工事 水道管修繕工事 浄水施設工事 下水道管布設工事 雨水管布設工事 下水道管修繕工事 下水ポンプ設置工事 下水ポンプ場設置工事 下水処理施設工事	（水道管・給水管）の（新設・入替え）を行っています 水道の配水タンクの（新設・改修）を行っています 水道管の（修繕・補修・塗装）を行っています 水道水をつくる施設の（新設・改修）を行っています 下水道管の（新設・入替え）を行っています 雨水管の（新設・入替え）を行っています 下水道管の（修繕・補修）を行っています 下水道のポンプ施設の新設を行っています 下水ポンプ場の（新設・改築・更新）を行っています 下水をきれいにする施設の（新設・改修）を行っています
農林水産関係 工事	農道整備工事 林道整備工事 農業用地整備工事 農業用排水路整備工事 パイプライン整備工事 ため池改修工事 ため池浚渫工事	農道整備工事 林道整備工事 農地整備工事 水路整備工事 農業用水管整備工事 ため池改修工事 ため池維持工事	新しい農道をつくっています 新しい林道をつくっています 農地の造成を行っています 農業用の（用・排）水路の整備を行っています 農業用パイプラインの整備を行っています 農業用ため池の改修を行っています 農業用ため池の浚渫を行っています
教育関連施設 工事	グラウンド改修整備工事 教育関連施設の新設工事 教育関連施設の補修工事	グラウンド改修工事 〇〇新設工事 〇〇補修工事	グラウンドのリニューアルを行っています 新しい〇〇をつくっています 〇〇の補修を行っています
消防関連施設 工事	防火水槽新設工事	防火水槽工事	新しい防火水槽をつくっています
全工事	道路、橋梁、河川、急傾斜地災害 復旧工事、及び災害関連工事等	災害復旧工事	災害で壊れた箇所の復旧を行っています
（参考） 道路占用工事	電気通信ケーブル関連工事 ガス管路工事 電柱移設工事 緊急補修工事（電気・電話、ガス）	電気通信ケーブル関連 工事 ガス管路関連工事 電柱移設工事 （電気・電話、ガス管） 緊急補修工事	（電気・電話）設備の（新設・取替・移設・撤去） を行っています ガス管路の（新設・取替・移設・撤去）を行っています 電柱の（新設・取替・移設・撤去）を行っています （電気設備・電話設備、ガス管）の緊急修理を 行っています

	点検・補修工事（電気・電話、ガス）	（電気・電話、ガス管） 点検補修工事	（電気設備・電話設備、ガス管）の（点検・修理） を行っています
	舗装復旧工事（電気・電話、ガス）	（電気・電話、ガス管） 舗装復旧工事	（電気設備・電話設備、ガス管）の埋設跡の復旧を 行っています

注) 1. 複数の工事内容が含まれる工事については、工事期間や規制期間が最も長くなる、主たる工事内容について記載すること。

2. 上記以外の標記を行う場合は、工事に関する情報が市民にわかりやすく提供できる内容とすること。

別表2



別表2 備考

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇修繕工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間、「工事に関するお問合せは発注者まで」については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。なお、使用する色はマンセル表示系による彩度10以下とし、必要以上に派手な色彩は避けること。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。
- (3) 標示板の大きさは幅114 cm、高さ140 cmを基本とする。ただし、これにより難しい場合には監督員との協議により変更できるものとする。
- (4) 景観に配慮した設置を行うこと。